

令和4年度第1回つくば市公の施設指定管理者第三者評価会議

日時：令和4年11月17日（木）10時00分から
会場：つくば市役所本庁舎2階防災会議室2・3

次第

- 1 開 会
- 2 座長等の選出について
- 3 議 事
 - (1) つくば市の指定管理者制度について
 - (2) 評価方法等について
 - (3) 評価対象施設について
 - (4) 今後のスケジュールについて
- 4 その他
- 5 閉 会

配付資料

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 基礎資料1 | 令和4年度つくば市公の施設指定管理者第三者評価会議委員名簿 |
| 基礎資料2 | つくば市公の施設指定管理者第三者評価会議開催要項 |
| 基礎資料3 | 指定管理者制度に関する基本方針 |
| 基礎資料4 | つくば市における指定管理者制度導入施設のモニタリング |
| 基礎資料5 | つくば市指定管理者導入施設と令和4年度第三者評価対象施設 |
| 基礎資料6 | 令和4年度公の施設指定管理者第三者評価実施要領 |
| 参考資料1 | つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例 |
| 参考資料2 | つくば市情報公開条例（抜粋） |
| 資料1 | 令和4年度第三者評価会議スケジュール（案） |
| 資料2 | 令和4年度指定管理者第三者評価会議現地視察ワークシート①② |
| 資料3 | 令和4年度指定管理者第三者評価会議評価シート（1）～（3） |
| 資料4 | 施設概要・令和3年度実績評価表・事業報告書 |

令和4年度つくば市公の施設指定管理者第三者評価会議

委員名簿

| | 氏名 | 役職等 |
|---|--------------------|--------------------|
| 1 | さいとう けんじ 齋藤 健司 | 筑波大学体育系 教授 |
| 2 | すがぬま しょうた 菅沼 彰太 | 市民委員 |
| 3 | まえじま ともこ 前島 朋子 | kosodate はぐはぐ 代表理事 |
| 4 | やなぎ よしなお 柳 嘉直 | 市民委員 |
| 5 | やまうち あきひろ 山内 昭廣 | 中小企業診断士 |
| 6 | やまもと 山本 さゆり | 社会保険労務士 |

(敬称略、50音順)

任期：令和4年11月17日～評価が終了する日まで

つくば市公の施設指定管理者第三者評価会議開催要項

(開催)

第1条 指定管理者が行う公の施設の管理運営について、第三者の視点から評価を行うことにより、各施設の管理運営の質の向上を図るとともに、評価における客観性及び透明性の確保を図ることを目的に、つくば市公の施設指定管理者第三者評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 評価会議は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 指定管理者が行う公の施設の管理運営に係る評価に関すること。
- (2) 市に対して評価等について意見などを行うこと。

(構成)

第3条 評価会議は、8人以内をもって構成する。

2 構成員は、次の各号に掲げる者につき、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験等を有する者

3 評価の対象となる公の施設の指定管理者と利害関係を有する者は、評価会議の委員になることはできない。

(委嘱期間)

第4条 委嘱を受けた日から評価が終了するまでとする。

(座長)

第5条 評価会議に、座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により定める。
- 3 座長は、評価会議を代表し、評価会議の事務を総理する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 評価会議は、構成員の定数の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

2 評価会議は、公開する。ただし、座長の発議により出席した構成員の半数以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができる。

(1) つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条各号の不開示情報に関し検討を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第7条 評価会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において処理する。

附 則

この要項は、決裁の日から施行する。

指定管理者制度に関する基本方針

平成 18 年 7 月策定

平成 19 年 5 月改正

平成 23 年 6 月改正

平成 25 年 5 月改正

平成 27 年 4 月改正

平成 29 年 1 月改正

平成 29 年 4 月改正

つくば市

1 指定管理者制度について

平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設されました。従来、市の公の施設の管理ができるのは、市、公共的団体及び市の出資法人に限定されていましたが、法改正により、広く民間事業者も管理の代行ができることになりました。

これまで各自治体では、福祉施設、体育施設、美術館・ホール等の芸術文化施設などを公の施設として設置し、住民に様々なサービスを提供してきました。しかしながら、近年これらに相当する施設が民間においても設置され、利用者の満足度の高いサービスが提供されるとともに効率的に運営される状況にあります。同時に、住民ニーズも多様化し、公の施設で実施する事業自体も多様性、柔軟性、さらに専門性などが求められています。こうした状況に、より効果的、効率的に対応するためには、民間のノウハウ、活力を活かすことが有効であるとの考え方に立ち、管理主体、範囲等の制限を外しつつ、公の施設として適正な管理を行う仕組みを整備したものが、この指定管理者制度です。

2 指定管理者制度活用の基本的考え方

指定管理者制度の活用については、次の考え方により行うものとします。

- (1) 民間事業者などのノウハウにより住民サービスの向上や管理経費の効率的活用が期待できる施設については、積極的に制度の活用を図る。
- (2) 民間事業者などに同種のサービス提供を行うものがなく、市が主体となって事業展開を図り住民サービスに寄与する施設については、制度の活用を見送る。
- (3) 指定管理者の選定に当たっては、原則、公募を行うものとする。ただし、施設の管理運営上特別の事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 指定管理者の選定に当たっては、選定委員会を設け選定する。
- (5) 指定管理者の指定の期間は最長 5 年間とし、各施設の管理運営の状況などを考慮の上、施設ごとに定めるものとする。

3 指定管理者制度導入の進め方

市の公の施設については、社会経済状況の変化や市民ニーズを的確に捉えて、各施設の在り方やその目指す方向を明らかにしていきます。その上で、管理運営方法として指定管理者制度が適当である施設については、条件や準備が整い次第、指定管理者制度への移行を図ることとします。

4 指定管理者選定の考え方

(1) 選定方法

ア 公募による選定

施設ごとに事業内容や運営に当たっての要件等を具体的に定め公募をおこないます。また、施設によっては民間事業者等のアイデア等を活かす提案型の公募方法も取り入れていきます。その結果、応募者から提出された事業計画書等を基に審査し、選定を行います。

イ 公募によらない選定

つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項の規定により、公の施設の設置目的を効果的、かつ、適正に達成することができるものと認められる団体で、つくば市が出資しているものを指定管理者の候補者として選定することができます。なお、この場合においても、事業計画書等の提出を求め、審査した上で、選定を行います。

(2) 審査・選定基準

審査に当たっては、「住民サービスの向上」と「管理経費の縮減」を総合的に評価します。審査の項目としては以下の項目を共通のものとしします。

ア サービスの実施に関する事項

- (ア) 施設の設置目的を十分発揮する内容となっているか。
- (イ) 利用者の平等な利用の確保が図られるか。
- (ウ) 利用者の声を反映する仕組みとなっているか。

(エ) 被雇用者の技術向上や接遇等研修体制が整っているか。

イ 経営能力等に関する事項

(ア) 管理を安定的に遂行する物的・人的能力があるか。

(管理運営のノウハウ、同種業務の実績、資格者の登録の有無、必要な資材等の整備状況など)

(イ) 管理運営経費の縮減が図られるか。

(ウ) 個人情報適切に管理できるか。

(エ) 安全管理が確保されているか。

(3) 評価・選定の手順と組織

指定管理者を選定する手順としては、公募による場合、公募によらない場合のいずれも、審査・選定組織において指定管理者候補者の検討を行い、結果を市長へ報告します。市長は、指定管理者候補者を決定後、議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者が決定されます。審査・選定組織は、政策イノベーション部において設置し、委員には、原則として、半数の学識経験者等を加えるものとします。

(4) 評価・選定結果の公表について

評価・選定結果の概要については、公表するものとします。

5 指定手続き等に関する基本事項

(1) 管理業務の範囲

現行の条例で定める管理業務を基本とし、施設利用に関する利用承認等については、指定管理者の業務とします。

(2) 指定期間

指定管理者の指定の期間は、業務運営の効率性や安定性を勘案し最長5年間とし、サービス提供の継続性や施設運営のために必要な機器の償却期間など各施設の事情を考慮して、適切な期間を個別に決定することとします。

(3) 個人情報保護

指定管理者に対しては、個人情報保護条例の規定に従い、選定に当たっての審査項目の一つに個人情報の適切な管理を加えます。さらに、施設ごとに作成する協定の中で、具体的な個人情報の取り扱いの取り決めと事故が生じた場合の対応を定めます。

(4) 利用料金制度

施設の使用料を指定管理者の収入とする利用料金制度については、利用料金制度を最大限活用することで利用者に対するサービスの向上や指定管理者のノウハウを発揮し経営努力を促すという観点から、導入が可能なものについて、利用料金制度の活用を図ります。

(5) 指定管理者の継続的な評価

指定管理者による管理の実施状況については、当初の提案内容どおりに実施されたか、それにより適切な住民サービスが提供されているかなど事業報告の提出を求め毎年度継続的に評価していきます。

つくば市における指定管理者制度導入施設のモニタリング

つくば市では、指定管理者による継続的、安定的な管理運営を図っていくため、定期的又は必要に応じ臨時に事業報告等を求め、条例、規則、協定等に基づき適切な施設管理、サービス提供がされているかなどの監視等を実施している。

1 事業計画書（毎年度当初）**(1) 事業計画書の提出**

指定管理者は、事業計画の前年度に事業計画書を提出する。

(2) 事業計画書の承認

施設所管課は、提出された事業計画書の内容を確認し、必要に応じて計画書の修正等を求め、承認する。

2 定期報告書（毎月）**(1) 定期報告書の提出**

指定管理者は、定期報告書にて前月の運営状況等を報告する。

(2) 定期報告書の確認等

施設所管課は、定期報告書が提出された後、報告書の内容を把握し、必要に応じて改善に向けた指導、助言等を行う。

なお、年度当初と中間時点で、モニタリングチェックシートに基づき、指定管理者が施設の運営や維持管理等に関する業務を適切に実施しているか、市の要求水準を満たしているかなどについて点検等を行う。

3 事業報告書（毎年度末）**(1) 事業報告書の提出**

指定管理者は、年度終了後、事業報告書にて報告を行う。

(2) 事業報告書の確認

施設所管課は、事業報告書が提出された後、報告書の内容を把握し、必要に応じて改善に向けた指導、助言等を行う。

4 年度評価（毎年度末）

施設所管課は、3の事業報告書等により指定管理者による公の施設の管理運営状況について、事業計画や目標の達成状況、アンケートの集計結果、施設の利用率、収支結果等を整理の上、評価を行う。

つくば市指定管理者導入施設と令和4年度第三者評価対象施設

つくば市が指定管理者制度を導入している施設は以下の7施設あり、令和4年度第三者評価を実施する施設は、「つくばウェルネスパーク」といたします。

| 施設名 | 指定期間 | 指定管理者名 | 所管課 |
|-------------|-------------------------|------------------------------------|-----------|
| ふれあいプラザ | H30.4.1～R5.3.31 (5年) | 常陸興業株式会社 | 文化芸術課 |
| ノバホール | | 公益財団法人つくば文化振興財団 | 文化芸術課 |
| つくばカピオ | | 公益財団法人つくば文化振興財団 | 文化芸術課 |
| 大曽根児童館 | | NPO 茨城 YMCA | こども育成課 |
| 市民研修センター | | 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会 | 生涯学習推進課 |
| つくばウェルネスパーク | H31.4.1～R6.3.31 (5年) | ライフテックつくば (代表:NPO つくばアクアライフ研究所) | スポーツ施設整備室 |
| 子育て総合支援センター | R4.4.1～R9.3.31 (5年) | シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 | こども政策課 |

令和4年4月現在

令和4年度公の施設指定管理者第三者評価実施要領

1 目的

指定管理者が行う公の施設の管理運営について、第三者の多角的な視点から評価を行うことにより、各施設の管理運営の質の向上を図るとともに、評価における客観性及び透明性の確保を図るため、第三者評価を行う。

2 評価の対象及び時点

(1) 評価の対象施設

評価の対象施設は、令和3年度に、指定管理者制度により運営していた全7施設中、指定管理者指定から3年経過した1施設（ウェルネスパーク）とする。

(2) 評価の対象期間

令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの施設の管理運営状況について評価を行うものとする。

3 実施体制

(1) 施設所管課による評価

指定管理者による管理運営状況について、施設所管課にて評価を行うものとする。

評価に使用する様式は、「実績評価表」とする。実績評価表は、年度当初に指定管理者から提出された事業報告書やモニタリング（毎月提出される定期報告書の確認や指定管理者との意見交換等）の結果に基づき施設所管課が作成するものとする。

実績評価は、実績評価表に示された17の評価項目に対し、目標や計画通りに実施できているかを0～4の5段階で評価し、その理由について記入するものとする。

(2) 外部評価

施設所管課による評価の後、評価委員による第三者評価を実施するものとする。

評価に当たっては、書類確認、施設見学、施設所管課及び指定管理者へのヒアリングを実施した上で、ワークシートを活用して第三者の多角的な視点で、内部評価が適切に行われているか、「運営改善の気づき」となる意見を評価シートに記入し、最終的に全体の意見をまとめる。

4 実施回数 評価に係る会議は全3回を予定し、うち現地視察を1回行う。

5 現地視察の進め方 (所要時間：1施設あたり約90分程度)

(1) 見学 (30分程度)

施設所管課による評価で加点評価したポイントに関連する場所を中心に見学する。

(2) ヒアリング (15分程度)

評価委員は、評価における疑問点や施設の現状、事業報告書等について、施設所管課及び指定管理者にヒアリングを行う。

(3) 個人意見まとめ作業 (30分程度)

見学・ヒアリングの上、各委員個人でワークシートを活用して評価シートの意見まとめ作業を行う。当日提出が難しい場合は、後日提出する。

6 スケジュール

| 日程 | | 内容 | 評価対象施設 | 所管課 |
|-----------|--------|---|--------------------------------|-----------|
| 11月17日(木) | 90分程度 | 全体会① | ガイダンス(事務局) 施設概要・実績評価結果(所管課) | |
| 12月 | 90分程度 | 現地視察 | ウェルネスパーク | スポーツ施設整備室 |
| 1月 | 120分程度 | 全体会② | 事前提出意見確認&意見交換 全体意見最終まとめ | |
| 2月頃 | | 委員からの意見をまとめた最終結果を特別職及び所管課へ報告(※報告後、市HPに公表) | | |

7 評価結果の活用

第三者評価の結果は、今後の管理運営にいかすとともに、市HPにて市民に公表する。

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。
- (3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込み

があるとき。

- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

- (2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

- 2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。

- 3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

- 4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍

聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

(つくば市政治倫理審査会条例の一部改正)

- 2 つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市開発審査会条例の一部改正)

- 3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正)

- 4 つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正)

- 5 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正)

- 6 つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

つくば市情報公開条例（一部抜粋）

平成 27 年 7 月 1 日

条例第 27 号

(行政文書の開示義務)

第 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 法人その他の団体(国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3)～(6) (略)

(平 29 条例 22・一部改正)

令和4年度第三者評価会議実施スケジュール案について

(1) 全体会 (第1回会議) 11/17 (木)

- ・ 施設所管課から施設概要及び実績評価説明を実施
- ・ 事務局並びに施設所管課からの説明後、次回の現地視察に向けて、ワークシート①②を用いて、以下の2点を整理
 - (ア) 現地で確認したいポイント (ワークシート①)
 - (イ) 施設所管課及び指定管理者に聞きたいこと (ワークシート②)

※本日の会議終了後 11/24 (木) までに事務局へ提出

(2) 現地視察 (第2回会議) 12月予定

- ・ 現地視察当日は、ワークシート①②を活用して、施設の見学や施設所管課及び指定管理者へのヒアリングを実施
- ・ 見学及びヒアリング終了後、見学先会議室にて「令和4年度指定管理者第三者評価会議評価シート(1)～(3)」を作成し提出

※提出は、現地視察終了後もしくは、後日メール

(3) 全体会 (第3回会議) 1月予定

- ・ 事前提出のあった評価シート(1)～(3)を集約し、意見交換を実施

作業シート

- ・ 令和4年度指定管理者第三者評価会議現地視察ワークシート①②
- ・ 令和4年度指定管理者第三者評価会議評価シート(1)～(3)

令和4年度公の施設指定管理者第三者評価会議 現地視察ワークシート①

○実績評価表や事業報告書の中で、疑問点や気になった点を解消するために実際に見学したい場所やポイントをご記入ください。なお、見学時は見学して気になった点等のメモにご活用ください。

| | | | |
|------|--------------------|-----|-------------|
| 日時 | 令和4年(2022年) 月 日() | 施設名 | つくばウェルネスパーク |
| 委員氏名 | | | |

| | 見学場所① | | 見学ポイント | |
|----|----------|--|--------|--|
| メモ | ※気になった点等 | | | |

| | 見学場所② | | 見学ポイント | |
|----|----------|--|--------|--|
| メモ | ※気になった点等 | | | |

| | 見学場所③ | | 見学ポイント | |
|----|----------|--|--------|--|
| メモ | ※気になった点等 | | | |

令和4年度公の施設指定管理者第三者評価会議 現地視察ワークシート②

○施設所管課及び指定管理者にヒアリングしたいポイントや内容をご記入ください。また、ヒアリング時は結果等のメモにご活用ください。

| | | | |
|------|--------------------|-----|-------------|
| 日時 | 令和4年(2022年) 月 日() | 施設名 | つくばウェルネスパーク |
| 委員氏名 | | | |

| | | |
|----|----------------|--|
| | ヒアリングポイント ① | |
| メモ | ※疑問点等 | |
| メモ | ※ヒアリング結果 | |

| | | |
|----|----------------|--|
| | ヒアリングポイント ② | |
| メモ | ※疑問点等 | |
| メモ | ※ヒアリング結果 | |

| | | |
|----|----------------|--|
| | ヒアリングポイント ③ | |
| メモ | ※疑問点等 | |
| メモ | ※ヒアリング結果 | |

